

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 小谷 寛子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成22年 9 月30日付け大総務人第243号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 22 年 8 月 18 日付け大総務人第 180 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）に対する異議申立ては、申立ての利益を有しないと認められるので、実施機関は、却下すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 22 年 8 月 10 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「昨日 8 月 9 日（月）午後 3 時に、本庁 4 階総務局職員共済担当課長代理の机の左前に座っていた（特徴：スリッパ履き等）職員（以下「職員 A」という。）の略歴」という旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「略歴（但し、総務局人事部（厚生担当・共済組合）職員 A 分）」（以下「本件文書」という。）を特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、「当該職員の生年月日並びに学歴欄における年月日及び学歴内容」を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

「条例第 7 条第 1 号に該当

（説明）

公開しないこととした部分の情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができ、また個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 22 年 8 月 23 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条第1号に基づき異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定は、異議申立人と事前調整が一切なされておらず、行政の不作为であるため、取り消しを求める。
- 2 条例第 10 条の公開請求に対する措置等においては、公開する場合は、その旨及び市長が定める事項(日時・場所・実施方法)を書面により通知しなければならないとしている。
その上、条例解釈・運用の手引(以下「手引」という。)では、[運用]3で、公開決定通知書の作成要領は次のとおりとするとして、「公開の日は、公開請求者と事前に電話等により調整を行い...(中略)...できるだけ公開請求者の都合のよい日時を指定するように努めるものとする。...(中略)...連絡が取れなかった場合などやむを得ない場合は、『別途調整します。』との趣旨を記入しても差し支えない」としている。
- 3 しかし、今回実施機関からは何ら異議申立人に事前の電話、手紙等もなく、どのように努力したのか不明である。それを行政の不作为というのではないのか。
- 4 実施機関の担当部局である総務局に対し、今までこのような勝手な手続きを市民から指摘されなかったかと問うと、市民の声回答 No.1007-20047-001-01 において、「過去同様の指摘があったことが確認できました」と認めている。
そして、当局内における運用の周知が不十分であったとし、今後は手引に則り、情報公開の手続きに不備のないよう適切に処理していきたいと考えている旨を回答している。
- 5 本当に過ちを認めるならば、本件決定を一からやり直すことを求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 事実経過

今回、本件決定に関する事務手続きについては、他の公開請求事案において、異議申立人より決定までの手続きを2週間の決定期間内で、できるだけ速やかに処理すべきだという趣旨の指摘もあったことから、本件決定期限が平成22年8月24日であるのに対し、平成22年8月18日には本件決定通知書を送付し、本件決定通知書の到達を見計らって、平成22年8月20日には異議申立人に対し公開の日時及び公開の場所(以下

「公開日時等」という。)の調整に係る連絡を行ったところである。

2 実施機関の判断

本件異議申立てにある事務手続きについては、本件請求の受付後、速やかに本件決定及び本件決定通知書の送付を行い、本件決定期限までには公開日時等の調整を行っていることから、行政の不作为に当たるとは考えていない。

3 その後の経過

本件異議申立書の到達以降、本件異議申立ての理由の記載を踏まえて、公開の日時を調整し、決定通知書に具体的に記載するための決定の変更を含めた対応について異議申立人に対して連絡(平成22年8月27日)を行ったが、異議申立人からは、本件異議申立書を既に提出しており審査会に諮問をすべき旨の返答があった。そのため、結果として公開の実施には至っていない。

なお、上記1で記載したとおり公開日時等の調整を遅延させる意図はなく、本件決定期限内に公開日時等の調整を行うつもりではあったが、結果的に手引の記載どおりの手続きで行わなかったことは事実であるため、今後公開請求を受けた際には、手引の記載に則り、情報公開の手続きに不備のないよう適切に処理していきたい。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

本件文書は、職員Aの略歴であり、氏名、生年月日、学歴及び職歴が記載されている。

このうち、本件決定において非公開とされている部分は、職員Aの生年月日並びに学歴欄における年月日及び学歴内容の部分である。

3 争点

実施機関は、本件決定通知書の公開日時等欄に、「別途調整させていただきます。」と記載して本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定においては、手引に則った異議申立人との事前調整の手続きが一切なされていないため、取り消すべきであるとして争っている。

すなわち、本件異議申立てにおいては、公文書の公開の可否ではなく、本件決定の通知が手引の記載に則って行われなかったことを理由として本件決定の取消しを求め、利益の有無が問題である。

4 本件異議申立ての利益について

(1) 実施機関の説明によれば、本件異議申立てに至る経過は、前記第4の1及び3に記載のとおりであるが、当該経過を踏まえて、公開請求に対する措置等について、以下で検討する。

(2) まず、条例第10条第1項には「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し市長が定める事項を書面により通知しなければならない。」と規定され、条例施行規則第4条第1項には、「条例第10条第1項の市長が定める事項は、公開を実施する日時及び場所並びに公開の実施方法とする。」と規定されている。

そもそも手引とは、公開請求者や大阪市職員の情報公開制度に係る理解を促進するために、条例及び規則の規定を受けて、当該条文の趣旨、解説及び運用等について詳述したものであるが、本件決定時における手引（平成22年10月の改訂前）の記述を見れば、公開日時等の通知に関し、公開の日時については、「公開請求者と事前に電話等により調整を行い、通常の勤務時間内で、できるだけ公開請求者の都合のよい日時を指定するように努めるものとする。ただし、決定時までには公開請求者と連絡が取れなかった場合などやむを得ない場合は、『別途調整します。』との趣旨を記入しても差し支えない」とされ、公開の実施場所についても「やむを得ない場合を除き、公開請求者と事前に調整するように努める」との記載が認められる。

このように、手引においては、実施機関が公開請求者に対し決定内容を通知する際には、公開日時等の指定については、事前に公開請求者と調整した上で、決定内容と併せて決定通知書に記載することとし、やむを得ない場合には、決定通知書に「別途調整します。」との旨を記載した上で、通知することも認められている。

(3) ここで、異議申立人は、実施機関が公開日時等の調整を手引の記載どおりに行っていないため、本件決定を取り消すべきであると主張しているが、たしかに、実施機関は事前に異議申立人に連絡を取ることなく、本件決定通知書に「別途調整させていただきます。」と記載して通知しており、実施機関のこの対応は、手引の記載そのものに則った対応ではなかったと認められる。

しかしながら、実施機関は、本件請求以前に異議申立人から、できるだけ速やかに公開請求に対処すべきであるという旨の指摘を受けていたことから、異議申立人との事前調整を行わずに決定内容の通知を行ったと主張し、事実、その後決定期限までに公開日時等を調整するための連絡を異議申立人に対して行っている。

このような実施機関の手続きは、手引の記載どおりではないものの、異議申立人

に対して不利益を与えようという意図で行われたものでないことは明らかであり、手引に記載の趣旨を没却するものとまではいえない。

また、これまで、異議申立人が実施機関からの調整に応じないため、公開の実施は行われていないものの、異議申立人が実施機関からの調整に応じさえすれば、実施機関はこれまで公開の実施を行い得る状況にあったし、現時点においてもその状況は変わっていない。

以上の事情に鑑みると、本件異議申立ては、取消しの可否を争うまでもなく、申立ての利益を有しておらず不適法となることから、行政不服審査法第47条第1項に基づき却下すべきである。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小谷寛子、委員 井上英昭、委員 松戸浩

(参考) 答申に至る経過

平成22年度諮問受理第21号

年 月 日	経 過
平成 22 年 9 月 30 日	諮問
平成 22 年 11 月 26 日	実施機関理由説明
平成 22 年 12 月 13 日	異議申立人から意見書の提出
平成 22 年 12 月 15 日	審議 (論点整理)
平成 23 年 1 月 19 日	審議 (答申案)
平成 23 年 2 月 7 日	審議 (答申案)
平成 23 年 2 月 16 日	審議 (答申案)
平成 23 年 3 月 2 日	審議 (答申案)
平成 23 年 3 月 18 日	答申